

燃料電池自動車用水素供給設備整備事業交付要綱

- (制定) 平成27年5月22日付27都環公総地第279号
- (改正) 平成28年5月17日付28都環公総地第315号
- (改正) 平成29年6月20日付29都環公総地第568号
- (改正) 平成31年3月19日付30都環公地温第1759号
- (改正) 令和2年10月14日付2都環公地温第1289号

(目的)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業実施要綱（平成27年3月25日付26環エ計第407号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する燃料電池自動車用水素供給設備整備事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

- 2 実施要綱第2条第五号ただし書に規定する中小事業者と認めないものは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条第1項第一号アからオまでに掲げる要件に該当するものとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に規定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成対象者としなない。
 - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象設備の要件)

第4条 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、実施要綱第5条に定めるものであって、次の各号に掲げる水素供給設備の種別に応じ、当該各号に定める設備が完成した日が、平成26年12月26日以降のものとする。

ア 定置式の水素供給設備 当該設備に係る一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の発行年月日

イ 移動式の水素供給設備 当該設備に係る一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項に規定する製造施設完成検査証の発行年月日又は一般高圧ガス保安規則第8条第2項第一号りの規定に基づき、当該設備を運用する場所（東京都内（以下「都内」という。）に限る。）を都知事に届け出た日のいずれか遅い日

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条第1号に規定する経費として別表1に掲げるものであって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、手形により支払われた経費は助成対象経費としない。

3 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合にあっては、利益等を排除した経費を助成対象経費とするものとする。ただし、当該調達分が、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではない。

（本助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第7条第1項に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する本助成金の交付額は、別表2の上限額の欄に掲げる額を上限とする。

（事業計画の提出）

第7条 本助成金の交付申請を予定する助成対象者（以下「申請予定者」という。）は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」（以下「国事業」という。）に係る補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定のあった日以降に、事業計画書（第1号様式）及び別表3に掲げる書類（以下「事業計画書」という。）を公社に提出することができる。

（事業計画の確認等）

第8条 公社は、前条の規定により事業計画書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日の翌日から起算して30日以内（次項の規定により公社が事業計画書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した期間を除く。）に、その内容を確認し、当該事業計画書に記載される水素供給設備が第4条に規定する助成対象設備として適当であると認めるときは、その旨を事業計画確認通知書（第2号様式）により、申請予定者に通知するものとする。

2 公社は、前条の規定により提出を受けた事業計画書に不備等がある場合は、当該事業計画書

を提出した申請予定者に対し、その補正を求めることができる。

- 3 前項の場合において、公社が申請予定者に補正を求めたにもかかわらず、当該申請予定者が、公社が補正を求めた日の翌日から起算して60日以内に、当該補正がなされた事業計画書を提出しないときは、当該事業計画書の提出は、撤回されたものとみなす。
- 4 第1項の規定による通知は、本助成金の交付申請の受付及び交付決定に関して、優先的な扱いを認めるものではない。

(事業計画の変更等に係る届出)

- 第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請予定者は、本助成金の交付申請を行わないこととしたときには、速やかに事業計画中止届(第3号様式)を公社に提出するものとする。
- 2 前条第1項の規定による通知を受けた申請予定者は、第7条の規定により提出した事業計画に著しい変更が生じた場合には、速やかに事業計画変更届(第4号様式)を公社に提出するものとする。

(本助成金の交付申請)

- 第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国補助金において交付すべき額が確定し、その旨の通知を受けた後に、公社が別に定める期間(天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に、助成金交付申請書(第5号様式)、誓約書(第6号様式)、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(第7号様式)及び別表4に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、複数の水素供給設備に関し申請をする場合にあっては、一の設備(移動式の水素供給設備にあっては1台の車両)ごとに申請を行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による申請は、国事業において、複数年度事業として申請している場合、最終年度の国補助金の交付すべき額が確定した後に、申請を行わなければならない。
 - 4 第1項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受付を終了する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理する申請を決定する。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

- 第11条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の額を確定する。
- 2 公社は、前条第1項の規定による申請をした助成対象者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(第8号様式)により、不交付とする場合に

あつては助成金不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- 二 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

（移動式の水素供給設備に係る助成事業）

第13条 第11条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）が移動式の水素供給設備に係る助成事業を行う場合、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 当該水素供給設備を都内のみで運用すること。
- 二 当該水素供給設備を運用する場所（以下「運用場所」という。）の追加、変更又は廃止をしようとするときは、当該追加、変更又は廃止を行う日までに、移動式水素供給設備運用場所変更届（第10号様式）を公社に届け出ること。ただし、被交付者が、該当する水素供給設備について燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金交付要綱（以下「運営事業交付要綱」という。）に規定する助成事業内容変更申請書又は変更届出書を提出したときは、当該提出をもって移動式水素供給設備運用場所変更届の届出に代えることができる。

（申請の撤回）

第14条 被交付者は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第11号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書（第11号様式）の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

（助成事業の内容変更に伴う届出）

第15条 被交付者は、第12条第二号の規定による報告を行う期間、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第12号様式）を公社に提出しな

なければならない。ただし、被交付者が、該当する水素供給設備について運営事業交付要綱に規定する助成事業内容変更申請書又は変更届出書を提出している場合は、当該提出をもって変更届出書の届出に代えることができる。

(助成金の請求及び交付)

第16条 被交付者は、第11条第2項の助成金交付決定通知書（第8号様式）を受領後速やかに、助成金請求書（第13号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、第14条第1項の申請の撤回を行う場合においてはこの限りでない。

2 公社は、前項の規定により請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金の交付を行うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第17条 被交付者は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合にあってはこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項の取消しは都が行うものとする。この場合において、前3項の規定を準用する。

(稼働状況等の報告)

第19条 被交付者は、交付決定の通知を受けた日の翌月から起算して当該日の属する年度の末日

までの水素供給設備の稼働状況等について、設備使用状況報告書（第14号様式）により公社に対し報告を行うこと。ただし、被交付者が、該当する水素供給設備について運営事業交付要綱に規定する実績報告書を提出したときは、当該提出をもって設備使用状況報告書の報告に代えることができる。

- 2 取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）により管理すること。この場合において、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）を前項の規定により提出する設備使用状況報告書（第14号様式）に添付して公社に提出すること。

（本助成金の返還）

第20条 公社は、被交付者に対し、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指示する期限までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第15号様式）を提出しなければならない。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了し、第18条第4項において準用する同条第1項により都が取消を行ったときは、第1項の返還の請求は都が行うものとする。この場合においては、前3項の規定は、都が行う取消しについて準用する。

（違約加算金）

第21条 公社は、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により違約加算金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第15号様式）を提出しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第18条第4項において準用する同条第1項により都が取消を行った場合について準用する。

（延滞金）

第22条 公社は、被交付者に対し、第20条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還を請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限

の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により延滞金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第15号様式）を提出しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第20条第4項の規定により都が返還の請求を行った場合について準用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第23条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあっては、都が前項の一時停止又は相殺を行うものとする。

（処分の制限）

第24条 被交付者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表5の左欄に掲げる取得財産等ごとに当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第16号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、第1項の承認をしようとする場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 被交付者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により、被交付者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（第17号様式）により、当該被交付者に通知するものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託の終了後に被交付者が取得財産等の処分をしようとするときは、当該被交付者はあらかじめ都の承認を受けなければならない。この場合において、前五項の規定は、委託の終了後に取得財産等の処分をしようとする被交付者について準用する。

（助成事業の経理）

第25条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、第11条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から前条第1項に定める処分制限期間を超過するまでの間保存しておかなければならない。

(調査等)

第26条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り及び物件の調査に応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都が第1項の報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問を行うことができる。この場合において前項の規定は、都が行う報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問について準用する。

(個人情報等の取扱い)

第27条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者（申請予定者を含む。以下本条において同じ。）に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第28条 次の各号に掲げる本事業に係る手続き及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第10条第1項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第11条第2項の規定に基づく本助成金の交付又は不交付の決定の通知
- 三 第13条二号の規定に基づく設備を運用する場所の追加、変更又は廃止に伴う届出
- 四 第14条第1項の規定に基づく申請の撤回
- 五 第15条の規定に基づく助成事業の内容変更に伴う届出
- 六 第16条第1項の規定に基づく本助成金の交付の請求
- 七 第18条第3項の規定に基づく交付決定の取消しの通知
- 八 第19条の規定に基づく稼働状況等の報告
- 九 第20条第3項の規定に基づく助成金の返還の報告
- 十 第21条第1項の規定に基づく違約加算金の請求及び同条第3項の規定に基づく返還の報

告

十一 第22条第1項の規定に基づく延滞金の請求及び同条第3項の規定に基づく返還の報告

十二 第24条第2項に基づく財産処分承認申請書の提出及び同条第5項の規定に基づく承認の通知

(その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成27年5月22日付27都環公総地第279号)

この要綱は、平成27年5月22日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則 (平成28年5月17日付28都環公総地第315号)

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則 (平成29年6月20日付29都環公総地第568号)

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日付30都環公地温第1759号)

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日付2都環公地温第1289号)

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表1（第5条関係）

助成対象経費

1. 水素供給設備機器費（水素供給設備一式）

助成対象事業の実施に必要なものとして次に掲げる設備及び機器に要する経費

- (1) 受電設備
- (2) 原料ガス設備
- (3) 水素製造装置
- (4) 液化水素貯槽・気化器
- (5) 水素燃料輸送用設備・接続装置
- (6) 圧縮機
- (7) 蓄圧器
- (8) ディスペンサー
- (9) プレクーラー
- (10) 冷却水装置
- (11) 計装空気設備・窒素設備
- (12) 散水設備・貯水槽
- (13) 制御装置・監視装置・検知警報設備
- (14) その他燃料電池自動車に燃料として水素を供給するために必要な設備

2. 設計費

助成対象事業の実施に必要な設計に係る経費として次に掲げるもの

- (1) 設計費（土質調査及び測量に係る経費を含む。）
- (2) 官公庁への申請に係る経費

3. 設備工事費

助成対象事業の実施に必要な工事に要する経費として次に掲げるもの

- (1) 基礎工事費
- (2) 撤去工事費
- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費
- (7) 給排水設備工事費
- (8) 照明設備工事費
- (9) 電気工事費

<p>4. 工事負担金</p> <p>助成対象事業の実施に必要な工事負担に要する経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 本支管工事負担金（敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金をいい、助成対象者がガス事業者の場合を除く。）</p> <p>(2) 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>(3) 電気の供給設備に関する工事費負担金</p> <p>5. 諸経費・管理費</p> <p>助成対象事業の実施に必要な経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>(3) 一般管理費</p> <p>(4) 諸経費</p>

別表 2（第 6 条関係）

本助成金の交付額の上限額

水素供給 設備の 種類	水素供給 能力 (Nm ³ /h)	供給方式	上限額（百万円）	
			助成対象者の種別	
			大規模事業者	中小事業者
定置式	300 以上	オンサイト方式 (燃料電池バス対応)	390	
		オフサイト方式 (燃料電池バス対応)	350	
		オンサイト方式 (燃料電池バス対応を除く。)	174	290
		オフサイト方式 (燃料電池バス対応を除く。)	150	250
	50 以上	オンサイト方式	132	220
	300 未満	オフサイト方式	108	180
移動式	50 以上	—	120	120
液化水素対応設備※1			24※ 2	40

※ 1 液化水素対象設備の助成対象範囲は、別表 1 の 1（4）「液化水素貯槽・気化器」に係る設備及び当該設備の「設計、工事、諸経費等一式」とする。オフサイト方式設備に付加して申請するが、「オフサイト方式」、「液化水素対応設備」の助成対象経費は分離して計上し、それぞれに別表 2 の上限額を適用するものとする。

※ 2 燃料電池バス対応の場合は、40（百万円）を上限とする。

別表3（第7条関係）

事業計画書提出に必要な添付書類

書類名	備考
国補助金の交付申請書	国補助金の交付規程（以下「国規程」という。）第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る全ての書類の写し
国補助金の交付決定書	国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し
申請者の証明書類	<p>申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合（連名で申請をする場合を含む。）</p> <p>① 登記簿謄本の写し又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）</p> <p>② 財務諸表（直近1か年分）</p> <p>③ 印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）</p>
	<p>申請者が個人事業者の場合（連名で申請をする場合を含む。）</p> <p>① 運転免許証又は写真付き住民基本台帳カード若しくはパスポートの写し</p> <p>② 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し</p> <p>③ 印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）</p>
（中小事業者の場合） 中小事業者であることが確認できる書類	従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小事業者であることが確認できる場合は不要）
その他公社が別に定めるもの	

別表 4 (第 10 条関係)

交付申請に必要な添付書類

書類名	備考
国補助金の交付申請書※	国規程第 6 条第 1 項に基づくセンターへの申請に係る全ての書類の写し
国補助金の交付決定書※	国規程第 7 条第 2 項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書(様式第 2)の写し
申請者の証明書類※ (書面提出の場合に限る。)	申請者が法人(地方公共団体が出資する法人を含む。)の場合(連名で申請をする場合を含む。) ① 登記簿謄本の写し又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。) ② 財務諸表(直近 1 か年分) ③ 印鑑証明書(発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。) 申請者が個人事業者の場合(連名で申請をする場合を含む。) ① 運転免許証又は写真付き住民基本台帳カード若しくはパスポートの写し ② 確定申告書 B(直近 1 か年分)又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書(発行から 3 か月以内のものに限る。)の写し ③ 印鑑証明書(発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。)
(定置式の水素供給設備の場合) 水素供給設備の完成検査証	一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 31 条第 2 項に規定する製造施設完成検査証の写し
(移動式の水素供給設備の場合) 水素供給設備の完成検査証又は運用場所の届け出	一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 31 条第 2 項に規定する製造施設完成検査証の写し又は一般高圧ガス保安規則第 8 条第 2 項第 1 号りの規定に基づき水素供給設備を運用する場所を都知事へ届け出た書面の写し
国補助金の実績報告書	国規程第 14 条第 1 項に基づくセンターへの実績報告に係る全ての書類の写し
国補助金の確定通知書	国規程第 15 条第 1 項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書(様式第 10)の写し
中小事業者であることが確認できる書類※ (中小事業者が書面提出する)	従業員数が確認できる公的書類(現在事項(又は履歴事項)全部証明書又は財務諸表で中小事業者であることが確認できる場合は不要)

場合に限る。)	
その他会社が別に定めるもの	

※事業計画書を既に提出しており変更がない場合、添付不要

別表 5 (第 2 4 条関係)

取得財産等の処分制限期間

取得財産等		処分制限期間
水素供給設備	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、 液化水素貯槽・気化器、 水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、 蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、 冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、 散水設備・貯水槽、 制御・監視・検知警報設備等 その他水素を燃料として燃料電池自動車に供給する ために必要な設備	8 年
工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、 給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却 (定額)]	1 5 年

(注) この表に定める財産以外のものの処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間によるものとする。